

# 弁理士と日本弁理士会

弁理士は知的財産全般について、権利化から活用、  
そして紛争解決まで一貫した業務を行います。

弁理士は知的財産権全般について取り扱うことのできる国家資格保有者です。  
技術上のアイデア（発明＝特許、考案＝実用新案）、商品のデザイン（意匠）からネーミング（商標）まで適切な形で権利化できるよう相談に応じ、アドバイスを行い、権利化のための手続の代理をします。特許庁への出願、審判、知的財産高等裁判所への提訴、最高裁判所への上告、これらに回路配置、著作物を加えた知的財産についての売買、実施許諾等の契約の代理、仲介も行います。  
企業、大学、高専等における知的財産の発掘、その保護体制の確立などにもアドバイスし、また最新情報を迅速に提供します。  
知的財産権の係争について、あるいは裁判において（侵害訴訟代理人又は補佐人）、又は裁判外においても（仲裁など）、その解決に尽力します。  
弁理士は業務上の秘密を守る法律上の義務があるので安心です。

弁理士は外国における権利の取得や保全に対処します。

外国の弁理士（特許弁理士）と連携をとり、諸外国においても知的財産の権利化から活用、紛争解決まで一貫した業務を行います。

すべての弁理士は日本弁理士会の会員です。

日本弁理士会は研鑽と能力の向上を図り、会員を指導し、知的財産権法について調査研究するとともに、関係省庁と協議、連絡をとり知的財産の適切な運用に貢献する我が国唯一の弁理士の法人です。

日本弁理士会は世界各国の知的財産関連団体と連絡を密にし、グローバルネットワークを構築しております。

## 常設特許無料相談室

（事前にご予約ください。＜詳しくは、下記ホームページをご覧ください。＞）

北海道	〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西 4-3-1 新北海道ビル 12 階 日本弁理士会北海道支部内 TEL.011-736-9331 毎週火曜日・金曜日 / 14:00~16:00
東北	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台本町ビル 5 階 日本弁理士会東北支部内 TEL.022-215-5477 毎週火曜日 / 13:00~16:00
北陸	〒920-8203 石川県金沢市鞍月 2-2 石川県繊維会館 2 階 日本弁理士会北陸支部内 TEL.076-266-0617 ※詳細はホームページをご覧ください。http://www.jpaa.or.jp/hokuriku/
関東	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 弁理士会館 1 階 TEL.03-3519-2707 月~金曜日 / 10:00~12:00、14:00~16:00
東海	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル 8 階 日本弁理士会東海支部内 TEL.052-211-3110 月~金曜日 / 13:00~16:00
近畿	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 3-3-20 明治安田生命大阪梅田ビル 25 階 TEL.06-6453-8200 月~金曜日 / 10:00~12:00、14:00~16:00
中国	〒730-0016 広島県広島市中区鞆町 13-14 新広島ビルディング 4 階 日本弁理士会中国支部内 TEL.082-224-3944 毎週水曜日 / 13:00~15:00
四国	〒760-0019 香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー・サンポートビジネススクエア 2 階 日本弁理士会四国支部内 TEL.087-822-9310 ※詳細はホームページをご覧ください。http://www.jpaa.or.jp/shikoku/
九州	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-6-23 博多駅前第 2 ビル 4 階 日本弁理士会九州支部内 TEL.092-415-1139 毎週木曜日 / 10:00~12:00、13:00~15:00

## 日本弁理士会 知的財産支援センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 弁理士会館内  
TEL 03(3519)2709(直) FAX 03(3519)2706

日本弁理士会 <http://www.jpaa.or.jp>

知的財産支援センター [http://jpaa.or.jp/about\\_us/organization/affiliation/](http://jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/)



# 日本弁理士会

# 知的財産 支援活動

## 弁理士をご活用ください

日本弁理士会は知的財産制度の普及に貢献しています

産・学・官の  
知的財産マインドの  
醸成・振興

知的財産の  
インフラの  
整備・構築

知的財産制度の発展に貢献し  
「知的財産創造立国」の  
実現を目指します

### 弁理士が直接 お手伝いします

- 学生・研究生に知的財産の講義、講演を行うとき
- 中小企業やベンチャー企業に向けた講習会、交流会などを行うとき
- 知的財産の説明会、研究会、セミナーを開催するとき、特許相談会、相談所を開くとき
- 発明の発掘、評価、発明者の育成、実務指導が必要なおとき、発明の権利化、権利の活用を図るとき
- 発明展や展示会などのイベントを行うとき、など

ご相談ください。  
講師、アドバイザー、指導員、相談員、審査員などを随時又は定期的に推薦、派遣します。

- このようなところへ…
- 大学、高専、高校、教育研究会、学会、研究所などの教育研究機関
  - 国、都道府県、市区町村、公設試験所などの公共機関
  - 商工会議所、企業連合会、業種別協会、技術移転機関、中小企業支援団体、産業振興団体、発明事業振興団体など

### 出願等の支援をします

資力に乏しい個人又は実用化を目指す中小企業の有用なアイデアを特許出願等するための費用を援助（給付）します。  
<特許出願等援助制度>

### 弁理士を公募できます

- 公共性の強い機関・団体が知的財産の担当者・アドバイザーを募集するとき
- 大学・高専等が知的財産本部員・客員教授等を探すとき  
公募情報を日本弁理士会会員向け電子掲示板「電子フォーラム」に掲載します

### 相談会を行います

全国各地で特許無料相談会を開催しています。また、適時、さまざまな地域、場所で相談会を開催します。アイデアが浮かんだとき、製品をデザインしたとき、ネーミングするとき、特許を活用したいときや困ったとき、国内・外国の知的財産制度について知りたいときなど、お気軽にご相談ください。

### 講演会・講習会を開催します

21世紀は知的創造の時代といわれております。知的財産制度は知的創作物の保護と利用を図るためのものです。この制度を理解し、活用していただくために講演会を開催します。中小企業・ベンチャー企業等の団体に役立つ実務レベルの講習会・研究会、地域産業の振興のための講演会・講習会も計画します。開催の都度、お知らせします。どうぞご参加ください。また、講習会・研修会等の開催のご要望もお寄せください。

### 役立つ情報を提供しています

発明などの知的財産に関する各種情報を提供しています。例えば、国、都道府県、その他の公的な機関や団体から、知的財産権の取得と活用に支給される各種の助成金・補助金に関する制度など、特に、中小企業やベンチャー企業に有用な情報を提供しています。知的財産支援センターのホームページに掲載しています。

## 知的財産支援活動 (活動実績、活動状況)

<2011年7月現在>

### エンターテインメントセミナー

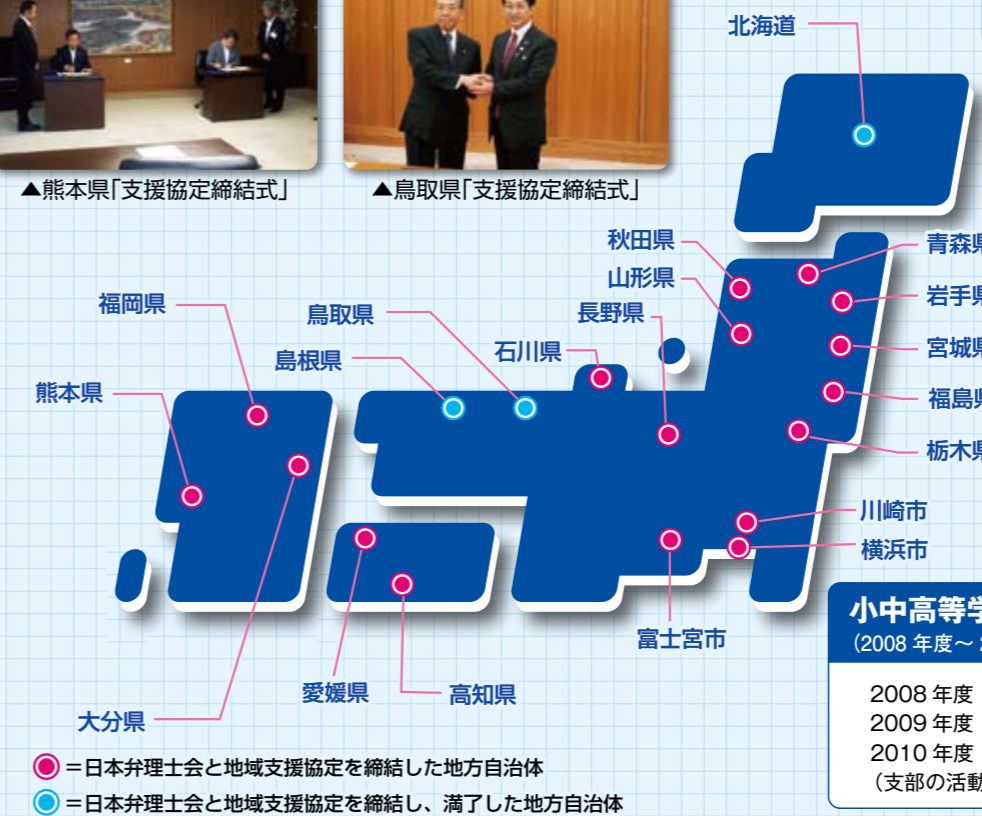
商標	特許
2008.09.08 愛媛	2008.10.10 愛媛
2009.11.16 福井	2010.10.25 北海道
2010.11.12 北海道	
2011.02.07 宮崎	



▲熊本県「支援協定締結式」



▲鳥取県「支援協定締結式」



### 青森県 知的財産の協力協定調印式



▲青森県「支援協定締結式」



▲小学生向け出張授業「君も今日からエジソン」

#### 小中高等学校支援 (2008年度～2010年度)

2008年度	104回
2009年度	113回
2010年度	94回 (支部の活動を含む)

## Q&A

### 1 Q. 知的財産支援センターとは、どのような機関ですか？

A. 日本弁理士会の附属機関として1999年4月1日発足しました。以下の事業を行います。

- 知的財産制度の昂揚、普及
- 知的財産権の取得と活用の振興
- 知的財産に関する情報の提供
- 知的創造活動の奨励とその成果の発掘
- 知的財産権の取得・活用の啓発、教育、指導、相談
- \* IP=Intellectual Property (知的財産)

### 9000人以上の弁理士を支援員として プールのしています。

● 多種多様な専門家集団です。知的財産に関する法律と技術の経験豊かな専門家です。特許・意匠・商標・訴訟など、技術分野では化学・電気・機械・バイオ・ソフトなど、また外国を得意とするエキスパートも多くなります。全国どこからも派遣できます。すべての支援員は支援活動のための研修・教育を受けています。

### 2 Q. 支援員のお手伝い・弁理士の公募については、どこに連絡すればよいですか？

A. 下記連絡先、又は知的財産支援センター (TEL 03-3519-2709) までご連絡ください。

### 3 Q. 講演会・講習会の開催の情報、相談会の情報、役立つ情報はどこで入手できますか？

A. 知的財産支援センターホームページ  
[http://www.jpaa.or.jp/about\\_us/organization/affiliation/center/](http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/center/) にアクセスしてください。

### 4 Q. 出願等の支援について説明してください。

A. 出願等にかかる費用を給付します。

申請された発明等の有用性等を審査し、援助すると決定した場合は所定の金額を上限として援助します。なお、援助の可否を問わず、審査内容やその理由は通知しません。また、同一会計年度内に2件まで申請可能です。

連絡先